**社会福祉法人大河原町社会福祉協議会表彰規程**

　社会福祉法人大河原町社会福祉協議会表彰規程（平成５年８月３０日施行）の全部を改正する。

　（目的）

第１条　この規程は、社会福祉法人大河原町社会福祉協議会（以下「本会」という。）が社会福祉事業に従事し、功労のあった者及び社会福祉活動に協力、援助し功績のあった者に対して行う顕彰について必要な事項を定めるものとする。

　（顕彰の定義）

第２条　この規程でいう顕彰とは、感謝をいう。

　（顕彰の方法）

第３条　顕彰は、原則として本会の理事会のときに行う。ただし、会長が必要と認めたときはこの限りでない。

２　顕彰は、感謝状を贈呈して行う。また金品を併せて贈ることができる。

　（感謝の対象）

第４条　感謝に該当する者は、次の各号に定める者のうちから選考する。

（１）行政区長及び地区福祉推進委員長として**８年**以上在職し退任した者

（２）民生委員・児童委員として**９年**以上在職し退任した者

（３）本会の役員及び評議員として**８年**以上在職し退任した者

（４）本会の生活相談員として**６年**以上在職し退任した者

（５）本会職員として**１５年**以上勤務し退職した者

（６）本会の社会福祉事業のため年間**１０万円**以上の寄付をした個人及び団体

（７）その他、地域福祉の発展に大きく寄与していると認める個人及び団体

（顕彰者の推薦）

第５条　前条第５号に定める者については、施設及び団体の長の推薦によるものとする。

　**（被顕彰者の決定）**

**第６条　被顕彰者の決定は、理事会の同意を得るものとする。ただし、その功績が明らかである場合には、会長が専決することができる。**

２　第３条に定める退任・退職した者については、退任・退職期日以前に会長の専決により顕彰できるものとする。

　（補則）

第７条　この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

　　　　附　則

この規程は、平成５年８月３０日より施行し平成５年４月１日より適用する。

　　　附　則

　この規程は、平成２４年４月１日から施行する。

　　　附　則

　この規程は、平成２４年１２月１９日から施行し、平成２４年４月１日から適用する。

　　　附　則

　この規程は、令和３年４月１日から施行する。